

# 一般社団法人電子決済等代行業者協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人電子決済等代行業者協会（以下「本協会」という。）と称する。

2. 本協会は、英文では、Japan Association for Financial APIs と表記する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2. 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、電子決済等代行業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員が電子決済等代行業を営むに当たり、銀行法（昭和56年法律第59号、以下「法」という。）その他の法令の規定及び第3号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
  - (2) 会員の営む電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
  - (3) 会員の営む電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定
  - (4) 会員の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
  - (5) 電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
  - (6) 会員の営む電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理
  - (7) 会員と金融機関との間の連携に係るチェックリスト、電子決済等代行業に係る契約書面等のひな型の整備、及び電子決済等代行業に係る業務ガイドライン等の策定
  - (8) 金融APIに関する普及・啓発のための関連事業者及び利用者への広報その電子決済等代行業に関する広報、普及啓発
  - (9) 国内外の金融API技術に関する調査・研究、活用する技術の標準化に関する業務
  - (10) 電子決済等代行業に関する研修会、講習会等の開催
  - (11) その他本協会の目的並びに電子決済等代行業の健全な発展及び電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務
2. 前項の業務に関する細則は、別途理事会が定める業務規程等の規程による。

(自主規制規則)

第5条 本協会は、前条第1項第1号から同項第6号に掲げる事項について、理事会の決議により「自主規制規則」を定め、会員に遵守させなければならない。

(定款の施行に関する規則)

第6条 この定款の施行に関し必要な事項は、定款の施行に関する規則をもって定める。

(規則等の制定及び改正)

第7条 定款の施行に関する規則その他の規則の制定、改正及び廃止は、法令及びこの定款に定めるものを除き、理事会の決議により行う。

### 第3章 会員

(会員の構成)

第8条 本協会に次の会員を置く。

(1) 第一種会員

① API 会員 法第2条第18項に定める電子決済等代行業者のうち、その営む電子決済等代行業に関し金融機関が提供するAPI又は法2条第17項2号の情報取得を行うためのみウェブスクレイピング等の利用者の識別符号を利用する方法を用いる事業者

② API 非利用会員 法第2条第18項に定める電子決済等代行業者のうち本号①の事業者以外の事業者

(2) 第二種会員 次条2項に定める基準に合致する者

(3) 金融機関会員 電子決済等代行業に係る契約において、電子決済等代行業者の契約相手方となる金融庁が定義する預金取扱等金融機関を営む者

(4) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、特に財政的支援を行う者

(5) 特別会員 別途理事会が定める基準に合致する者

2. 前項第1号に定める会員(以下「正会員」という。)をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得並びに会員情報の届出及び報告)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、定款の施行に関する規則に定める入会申込書を提出して申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2. 本協会は、前項に規定する入会の承認にあたって、正会員として入会申請を行う者に対し、法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させるため、必要な指示をすることができる。

3. 前項に規定する理事会の承認は、理事会において別に定める規則に定める基準によるものとし、承認後速やかにこれを本人に通知するものとする。

4. 会員は、定款の施行に関する規則その他の規則により、届出又は報告が必要とされる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第11条 会員は、定款の施行に関する規則その他の規則の定めるところにより、退会届を提出することほか当協会所定の手続を行った場合には、いつでも退会することができる。

但し、本協会において会員に対する調査又は監査を実施している場合、処分を行うことを検討している場合、その他特別な事情がある場合はこの限りではない。

(除名)

第12条 正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又はこの定款その他の規則に違反したとき。

(2) 第16条第1項の権利の制限又は停止の決定に従わないとき。

- (3)本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (4)その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2. 正会員以外の会員に対する退会処分については、理事会の決議により行うものとする。
- 3. 前2項の規定により会員を除名又は退会処分としたときは、当該会員に対し除名又は退会処分とした旨を通知しなければならない。
- 4. 第1項及び第2項の規定により会員を除名又は退会処分としたときは、当該会員名の公表の措置をとることができる。

(会員の資格喪失)

第13条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第10条の納入義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2)総正会員の同意があったとき。
- (3)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人その他の団体が解散したとき。
- 2. 会員が、前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3. 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 4. 第9条第4項、第14条、第15条及び第16条の規定は、第1項の規定により本協会の正会員の資格を喪失した場合における正会員であった者について準用する。この場合において、当該正会員であった者は、顧客取引を結了するまで、なお正会員とみなす。

(監査及び報告徴求)

第14条 本協会は、正会員の営む電子決済等代行業に関し、法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又はこの定款その他の規則の遵守状況、第4条第2項に規定する理事会が定める業務規程等において調査の対象とした事項並びに業務の状況若しくは財産の状況その他の関連する事項を監査することができる。

- 2. 正会員は、前項の規定により本協会が行う監査に応じなければならない。
- 3. 本協会は、必要があると認めるときは、正会員に対し、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該正会員の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
- 4. 正会員は、前項に規定する報告又は資料の提出を求められたときには、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(指導又は勧告)

第15条 本協会は、前項の調査の結果、正会員の行為が法及び関連法令又は当協会理事会が別途定める基準に照らして適当でないと認めるときは、理事会で別に定めるところにより、当該正会員に対して当該事由を示し弁明の機会を与えたうえで、必要な指導又は勧告を行うことができる。

(処分)

第16条 正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、当該正会員に弁明の機会を与えたうえで、理事会の決議により、当該正会員に対し処分を行うことができる。ただし、除名を行う場合には、社員総会の決議により行うものとする。

- (1)不正な手段により本協会に入会したとき。
- (2)支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったとき。
- (3)法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則、社員総会若しくは理事会の決議又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (4)取引の信義則に反する行為をしたとき。

- (5) 本協会に納入をしなければならぬ金銭を本協会の定めるところにより納入をしないとき。
  - (6) 第9条第2項に規定する指示に違反したとき。
  - (7) 第9条第4項に規定する届出若しくは報告を行わず、又は虚偽の届出若しくは報告を行ったとき。
  - (8) 第14条第1項及び第2項に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。
  - (9) 第14条第3項に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
  - (10) 第17条の規定に違反して本協会の名称を無断で使用したとき。
  - (11) 役員又は使用人のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的勢力があることにより、電子決済等代行業の信用を失墜させるおそれがあると認められるとき。
  - (12) その他本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項に規定する処分の種類は、譴責、正会員の資格の停止若しくは制限又は除名とする。
  - 3 前項に規定する正会員の資格の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。
  - 4 第1項に規定する処分を行うにあたり、正会員の資格の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応当日以降に行われた正会員の資格の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、社員総会の決議を経た上で除名を行うことができる。
  - 5 正会員は、第1項の規定により正会員の資格の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中正会員としての義務は全てこれを履行しなければならない。

(本協会の名称の使用制限)

第17条 会員は、本協会の承認を受けないで本協会の名称を使用してはならない。

(会員名簿の公開)

第18条 本協会は、会員名簿を作成し、これを本協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2. 会員名簿の記載事項は、定款の施行に関する規則をもって定める。

## 第4章 社員総会

(構成)

第19条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第20条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 正会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順にそれぞれ定数の上限に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第27条 本協会に、次の役員を置く。

(1)理事 5名以上15名以内

(2)監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事として選任することができるものとする。

3. 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、

業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより本協会の業務を分担執行する。

3. 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 増員もしくは補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第34条 本協会に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者又は実務経験者の中から、理事会において選任する。
3. 顧問は、本協会の業務運営に関し会長の諮問に応え、会長に意見を述べる。
4. 顧問に対しては、理事会において別に定める支給基準に従い、顧問料を支払うことができる。
5. 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 理事会

(構成)

第35条 本協会に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 委員会等

(委員会)

第41条 本協会に、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2. 委員会は、理事会の諮問に応じて調査審議し理事会に報告又は意見を述べることができる。

3. 委員会の委員は、正会員の会員代表者又はこれに準ずる者から、会長が理事会の決議を得てこれを選任する。

4. 委員会に特別委員を置くことができる。特別委員は、電子決済等代行業の適正かつ円滑な運営の確保及び利用者の利益の保護を図るために必要な知識を有し、かつ、電子決済等代行業に直接関係のある業務を営む者の常務に従事する者以外の者から、会長が理事会の決議を得てこれを選任する。

5. 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 財産及び計算

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

- (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更、解散等

### (定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第46条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (剰余金の分配の制限)

第47条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

### (剰余財産の処分)

第48条 本協会が清算する場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

### (事務局)

- 第49条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  3. 事務局長及び重要な職員は、会長が、理事会の決議を得て任免する。
  4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

- 第50条 本協会の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報による。

## 第12章 補則

### (委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 附則

### (みなし電子決済等代行業者の地位)

第52条 第8条第1項第1号に定める第一種会員には、銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）附則第2条の規定により電子決済等代行業者とみなされる者を含む。



平成29年11月24日 制定  
平成30年 6月12日 一部改正  
平成30年10月16日 一部改正  
令和3年6月30日 一部改正  
令和5年2月28日 一部改正